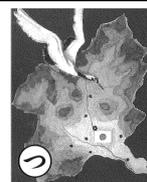




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外 (第12号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 2
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 3
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 3
- 群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則 4
- 群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 4

正 誤

- 令和四年群馬県人事委員会規則第一号 5

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第四短大卒の部短大2卒の項(7)中「海技課程専修科」を「海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び回コース(機関)に限る。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第一項第一号中「百分の百二十五以上百分の二百十」を「百分の百二十以上百分の二百」に、「百分の百四十九以上百分の二百五十」を「百分の百四十四以上百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百十三・五以上百分の百二十五」を「百分の百八・五以上百分の百二十」に、「百分の百三十四・五以上百分の百四十九」を「百分の百二十九・五以上百分の百四十四」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百二」を「百分の九十七」に、「百分の百二十二」を「百分の百十七」に改める。

第二十九条の七の二第一項第一号中「百分の五十二」を「百分の四十九・五」に、「百分の六十二」を「百分の五十九・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十八・五」を「百分の四十六」に、「百分の五十八・五」を「百分の五十六」

に改める。

別表第一保健福祉事務所の項中

1	医師及び歯科医師	二
2	診療放射線技術者(伊勢崎保健福祉事務所に勤務する職員で、常時放射線の照射の業務に従事するものに限る。)	
3	病理細菌技術者(渋川保健福祉事務所、富岡保健福祉事務所及び太田保健福祉事務所に勤務する職員に限る。)	
4	診療放射線技術者(伊勢崎保健福祉事務所以外に勤務する職員で、常時放射線の照射の業務に従事するものに限る。)	一
5	病理細菌技術者(3に掲げる者を除く。)	

を

1	医師及び歯科医師	二
2	病理細菌技術者(渋川保健福祉事務所、富岡保健福祉事務所及び太田保健福祉事務所に勤務する職員に限る。)	
3	診療放射線技術者(常時放射線の照射の業務に従事するものに限る。)	一
4	病理細菌技術者(2に掲げる者を除く。)	

に改

める。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中「課長(秘書課、人事課及び財政課の課長に限る。)」を「課長(秘書課、人事課及び財政課の課長に限る。)」を「課長(秘書課の主監に限る。)」に改める。

「課長(群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)第十二条に、主監(秘書課の主監に限る。)」を「課長(秘書課の主監に限る。)」に改める。

第一項に規定する主管課(以下「主管課」という。)の課長に限る。を「課長(群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)第十二条第一項に規定する主管課(以下「主管課」という。)の課長に限る。)」に改め、別表第三のうち一知事の事務部局の表地域機関及び専門機関の項中「参事」を「参事」に改める。

「(局長)を「(局長、東京事務所長)」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機関等(学校を除く。)の項中

「(局長)を「(局長、東京事務所長)」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機関等(学校を除く。)の項中

「(局長)を「(局長、東京事務所長)」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表教育機関等(学校を除く。)の項中

館長(図書館の館長に限る。)

五種

館長(図書館の館長を除く。)

六種

を

館長

六種

に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に改める。

附則第五項中「百分の百(」を「百分の九十五(」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和四年群馬県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則に二項を加える改正規定を次のように改める。
附則に次の三項を加える。

14 任命権者は、条例附則第十五項又は第十六項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

15 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第八条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

16 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一知事事務部局の部地域機関等(組織規則第二十条に規定する地域機関及び専門機関をいう。)の項中「局長 東京事務所長」を「局長」に改め、同表企業局の部県庁の項中「電気保安監 水道調整主監」を「電気保安監」に改め、同表病院局の部専門機関の項中「臨床病理検査部長」を「臨床病理検査部長 臨床検査部長」に、「化学療法部長」を「腫瘍内科部長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務部局の項中「室長 森林保全課の緑化センターの所長」を「室長」に、「県庁舎管理係長」を「財産管理係長」に、「給与・旅費係長 集中化推進係長」を「給与事務係長 報酬・旅費事務係長」に、「行政県税事務所、保健福祉事務所及び農業事務所」の課長 中央児童相談所北部支所の支所長」を「行政県税事務所、保健福祉事務所及び農業事務所の課長」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第十号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第八条の見出し中「公告」を「告知」に改め、同条第一項中「群馬県報により公告する」を「県のホームページへの掲載により告知する」に改め、同条第二項中「公告」を「告知」に改める。

第九条中「公告する」を「告知する」に改める。

第十二条第三項中「から第八号まで」を「及び第七号」に改める。

別表職員採用「類試験」の項中「公告された」を「告知された」に改め、同表職員採用試験(社会人経験者)の項中「教養試験(高等学校卒業程度)」を「基礎能力試験」に改め、同表少年警察補導員採用試験の項を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十一号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則(平成二年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「及び警護要則(平成六年国家公安委員会規則第十八号)第二条に規定する警護対象者の身辺警護」を削り、同項に次の一号を加える。

三 警護要則(令和四年国家公安委員会規則第十五号)第二条第一項第一号に規定する警護対象者の身辺警護

第二十二条第二項第一号中「前項第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条第三項中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十二号

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

の一部を改正する規則

群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和四年群馬県人事委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項の改正規定中「一種 五千五百円」を「一種から四種まで 五千五百円」に、「二種」を「五種」に、「三種」を「六種」に、「四種 二千五百円」

を「七種 二千五百円」に、「五種 千五百円」を「八種及び九種 千五百円」に改め、同条第二項の改正規定中「一種 三千六百円」を「一種から四種まで 三千六百円」に、「二種」を「五種」に、「三種」を「六種」に、「四種 千六百円」を「七種 千六百円」に、「五種 千円」を「八種及び九種 千円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 正 誤

○人事委員会細則正誤

令和4年12月23日群馬県人事委員会細則第1号（群馬県職員の定年等に関する規則実施細則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第5号	49	上欄	15	11 異動期間の短縮の状況 様式第十一号	11 異動期間の短縮の状況 様式第十一号 附 則 りの細則は、令和五年四月 1日から施行する。
	57	—	8	第9条第1項	第9条第1項又は第3項
	61	上欄	1	附 則 りの細則は、令和五年四月 1日から施行する。	（記号）

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111